Zoomライセンスサービス利用契約書（案）

長野県精神保健福祉センター所長　矢﨑　健彦（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、契約を締結する。

（総則）

第１条　発注者、受注者両者は、信義を重んじ、本契約及びZoomライセンスサービス　サービス利用約款（以下「Zoom約款」という。）の定めるところにより誠実に契約を履行しなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　発注者は、次条に規定するZoomライセンスサービスの提供を受けるため、Zoom約款に同意の上、令和〇年〇月〇日付Zoomライセンスサービス申込書兼注文書（注文番号〇〇〇）にて受注者に対し申込みを行う。

なお、本契約の条件とZoom約款の条件が異なる場合は、Zoom約款の条件を優先する。

（契約対象）

第２条　本契約の対象となる物品の品名及び数量は、次のとおりとする。

1. 品名　Zoomライセンスサービス

　　　Large Meeting500（大規模接続500）

　（２）数量　各１

（利用期間等）

第３条　契約物の利用期間、引渡し日及び場所並びに返還日及び場所は、次のとおりとする。

（１）利用期間　　　　　令和６年６月１日から令和７年５月31日まで

（２）引渡し日及び場所　令和６年６月１日　 長野県精神保健福祉センター

（３）返還日及び場所　　令和７年５月31日　長野県精神保健福祉センター

（契約料）

第４条　契約料は、月額〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（契約保証金）

第５条　受注者は、契約保証金は〇〇〇円とし、長野県財務規則第143条第７号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（引渡し及び検査）

第６条　受注者は、第３条に規定された引渡し日及び場所に受注者の負担で引渡しを行い、使用できる状態にするものとする。

２　発注者は、契約物の引渡しを受けるときは、受注者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

３　受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となった契約物について、発注者の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

４　前２項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

（発注者の義務）

第７条　発注者は、受注者の承認を得ないで、契約物を第三者に使用させてはならないものとする。

（契約料の支払）

第８条　受注者は毎月１５日までに、発注者に前月分の第４条に規定する契約料の支払いを請求するものとする。

２　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約料を支払うものとする。

　（契約不適合責任）

第９条　受注者は、契約物の引渡し後１年間に、当該契約物に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該契約物を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第10条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（損害賠償）

第11条　受注者は、発注者の責に帰すべき事由により契約物により損害を生じたときは、発注者に損害賠償を請求することができるものとする。

２　前項の損害賠償の額は受注者と発注者が協議して定めるものとする。

（契約解除）

第12条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

　（１）受注者が、第３条第１項に規定する期限までに契約物を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。

　（２）受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

　（３）前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第12条の２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第12条の３　発注者は、発注者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。

３　前項の賠償金は、第４条の月額契約料に第３条の利用期間満了日までの残余月数を乗じた金額とする。

（債務不履行の損害賠償）

第13条　発注者、受注者両者は、この契約に基づき損害を賠償する場合、Zoom約款に基づきで賠償責任を負うものとする。

（賠償の予約）

第14条　受注者は、第12条の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第15条　受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第16条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

　（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注]（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注者 | 住　　所 | 　長野市大字下駒沢618-1 |
| ●●● | 職・氏名 | 　長野県精神保健福祉センター |
|  |  | 　所　　　長　　矢﨑　健彦　　印 |
|  |  |  |
| 受注者 | 住　　所 | 　〇〇〇〇 |
|  | 法人名 | 　〇〇〇〇 |
|  | 代表者職・氏名 | 　〇〇〇〇長　　〇〇〇〇　　印 |